



市内営業事業者用

令和7・8年度建設工事等 指名競争入札参加資格審査申請要領

この申請で登録できるのは、以下の①又は②に該当する事業者（以下、「市内営業事業者」とする。）だけです。

- ①東大和市内に本店があり、その代表者が直接東大和市と契約を締結する場合
- ②代理人が所属する営業所（支店等）が東大和市内にあり、その代理人名義で東大和市と契約を締結する場合

なお、この申請により参加できる入札等は東大和市の案件だけです。
東大和市以外の入札等にも参加したい場合はこの要領による申請をせずに、インターネットによる申請をしてください。

※インターネットによる申請については、
「東京電子自治体共同運営サービス」のホームページ（<https://www.e-tokyo.lg.jp>）をご覧ください。

目 次

入札参加資格申請について	1 ページ
申請業種、申請期間、申請方法	1 ページ
申請様式、書類の作成について	1 ページ
提出書類	2～3 ページ
経営事項審査結果通知書について、審査基準日	3 ページ
資格の有効期間、審査について、その他	3～4 ページ
別紙 欠格事項	5 ページ
別表1、別表2 欠格に関する表	6 ページ
■申請書類の記入方法■	7～13 ページ
別表3 建設業番号	14 ページ
別表4 申請業種及び内容説明一覧表	14～22 ページ

東大和市の建設工事等指名競争入札参加資格審査を希望する場合は、以下の方法により申請してください。また、特にことわりのない場合、市とは東大和市のことです。

1 入札参加資格審査申請について

この要領により建設工事等指名競争入札参加資格審査申請（以下、「申請」という。）ができるのは、市内営業事業者のみです（市内営業事業者の要件については表紙を参照）。

なお、5ページの別紙◆欠格事項◆に該当する場合は入札参加資格を与えません。

資格申請日現在で確定した決算がない法人及び、資格申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人は申請できませんのでご注意ください。（下記申請期間で申請される場合、令和6年1月1日以降に創業した個人は申請することができません。）

※建設業の許可及び経営事項審査を受けていない者は、建設業法等の規定により500万円未満の建設工事（建築一式工事は1,500万円未満）の入札にのみ資格を有することができます。なお、代理人を置く場合は代理人が所属する営業所の建設業の許可が必要となります。

2 申請業種

14ページ以降の別表4（申請業種及び内容説明一覧表）のとおり。
同時に申請できない業種がありますのでご注意ください。

3 申請期間

令和6年10月15日（火）から令和6年12月6日（金）まで随時受け付けます。

4 申請方法

(1) 窓口持参

東大和市役所 契約検査課 3階3番窓口

(2) 郵送

〒207-8585

東大和市中心3-930 東大和市役所 行政管理部 契約検査課

5 申請様式

(1) 東大和市様式〔2～3ページを参照〕

(2) 登録依頼書（新規申請または申請内容に変更がある場合のみ）（要押印）

※契約検査課窓口にて配布します。

東大和市のホームページからダウンロードもできます。

6 書類の作成について

手書きの場合は黒インクまたは黒色ボールペンを使用し、文字は楷書で記入してください。

日本語で記入してください（添付・提示書類等が日本語以外の場合は翻訳文を添えること）。

東大和市ホームページから申請様式をダウンロードされた方は直接入力できます。

※申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、資格の取消等を行う場合があります。また、申請内容に重大な誤りがあった場合も、同様に資格の取消等を行う場合がありますので十分ご注意ください。

7 提出書類

2～3ページを参照のうえ、申請書下方の提出書類リストにレ点でチェックを入れ、リストの番号順に並べて提出してください（チェックがない場合は受付できません。）。

発行後3か月以内と記載のあるものについては、申請日の3か月前以降に発行されたものとします。

なお、納税証明書は納税額がゼロ（無）でも提出してください。

申請者に代わって行政書士が申請を行うときは、依頼主からの委任状を提出してください（委任状の様式は問いません。）。

そのほか、必要に応じて、別に追加書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

法人のみ提出する書類 ◆:必須 ◇:必要な場合のみ提出

書類の名称・種類	取得できる場所など	
◆履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(正本) ※発行後3か月以内	登記所 (近隣では東京法務局立川出張所)	
◆納税証明書 (4種)(正本)	①法人税(その1)	税務署(近隣では立川税務署)
	②消費税及地方消費税(その1)	
	③法人事業税	都税事務所
	④法人市民税	納税課(1階3番窓口)
◇委任状 ※代理人を置く場合のみ	契約検査課で配布・市ホームページからダウンロード	

※①～③の審査対象事業年度は揃えて取得してください。

※④は最新の証明書を取得してください。

個人のみ提出する書類 ◆:必須 ◎:どちらか必ず必要

書類の名称・種類	取得できる場所など	
◎商号登記している場合に必要な書類		
履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)(正本) ※発行後3か月以内	登記所 (近隣では東京法務局立川出張所)	
◎商号登記していない場合に必要な書類		
身分証明書(正本)※発行後3か月以内	本籍地の区市町村役所(場)	
登記されていないことの証明書(正本) ※発行後3か月以内	全国の法務局 地方法務局の本局戸籍課	
◆納税証明書(3種) (正本)	①申告所得税及復興特別所得税 (その1)	税務署(近隣では立川税務署)
	②消費税及地方消費税 (その1)	
	③市民税	納税課(1階3番窓口)

※①～②の審査対象事業年度は揃えて取得してください。

※③は最新の証明書を取得してください。

※市民税が非課税の場合は③に替えて最新の「非課税証明書」(課税課で取得できる)が必要です。

法人・個人共に提出する書類 ◆:必須 ◇:必要な場合のみ提出 ◎:どちらか必ず必要

書類の名称	取得できる場所など
◆印鑑証明書(正本)※発行後3か月以内	法人:登記所 (近隣では東京法務局立川出張所) 個人:市民課(1階1番窓口)
◆令和7・8年度建設工事等指名競争入札 参加資格審査申請書	※東大和様式 契約検査課で配布・市ホームページか らダウンロード
◆基本カード	
◆業態カード	
◆令和7・8年度受付票	
◇使用印鑑届 ※契約・請求等に実印以外を使用する場合のみ	
◇登録依頼書 ※新規申請または申請内容に変更がある場合のみ	
◎経営事項審査結果通知書(コピー)※経審必要業種のみ	
◎財務諸表(コピー)※経審不要業種または経審を受けていない場合	
◇建設業許可通知書・建設業許可証明書(コピー)	※代理人を置く場合は代理人が 所属する営業所のもの
◇社会保険等に加入していることを証明する資料又は 社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の 加入義務がないことの届出書 ※経審を受けていないが経審必要業種に申請する場合	※東大和様式 契約検査課で配布・市ホームページか らダウンロード
◇社会保険等に加入していることを証明する資料 ※経営事項審査結果通知書で保険加入が『無』となっている場合	
◇監理技術者資格者証(コピー)※指定建設業種のみ	
◇組合構成員状況一覧表 ※組合の場合のみ	契約検査課で配布・市ホームページか らダウンロード

9 経営事項審査(経審)結果通知書(コピー)について

申請期限に間に合わない際はその旨お申し出いただき、経審結果通知書を受け取り次第速やかに提出してください。

経審結果通知書が提出されるまでの間は、市が発注する500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上)の工事を請負うことができません。また、経審の有効期限が切れた場合も同様です。

《経営事項審査について》

- ・経営事項審査結果の有効期間は、当該結果通知書に記載されている審査基準日(決算期)から1年7か月です。申請手続き等の時間を考慮すると、決算期ごとに受審する必要があります。また、必要に応じて受審を確認させていただくことがあります。
- ・経営事項審査結果通知書の有効期間が切れると、建設業法の規定により、500万円以上(建築一式工事は1,500万円以上)の公共工事を請け負うことができなくなります。

10 審査基準日

令和5年8月1日以降に迎えた申請時直近の決算日(決算手続が終了しているもの)

11 審査対象事業年度

審査基準日を含む決算年度

(後述の自己資本や完成工事高などは、前述の間の決算に基づく金額をご記入ください。)

なお、審査対象事業年度は下記のとおりです。

(1) 法人の場合

決算期	審査対象事業年度
1月決算	令和 5年 2月 ～ 令和 6年 1月まで
2月決算	令和 5年 3月 ～ 令和 6年 2月まで
3月決算	令和 5年 4月 ～ 令和 6年 3月まで
4月決算	令和 5年 5月 ～ 令和 6年 4月まで
5月決算	令和 5年 6月 ～ 令和 6年 5月まで
6月決算	令和 5年 7月 ～ 令和 6年 6月まで
7月決算	令和 5年 8月 ～ 令和 6年 7月まで
8月決算	令和 4年 9月 ～ 令和 5年 8月まで
9月決算	令和 4年10月 ～ 令和 5年 9月まで
10月決算	令和 4年11月 ～ 令和 5年10月まで
11月決算	令和 4年12月 ～ 令和 5年11月まで
12月決算	令和 5年 1月 ～ 令和 5年12月まで

(2) 個人の場合

対象	審査対象事業年度
全事業者	令和 5年 1月 ～ 令和 5年12月まで

12 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(令和7年4月2日以降に申請した場合は市が申請を承認した日から令和9年3月31日まで)

13 審査について

窓口にご提出いただいた書類は、一旦お預かりします。

窓口にご持参いただいてもその場での審査はいたしません。

修正や連絡事項があれば電話連絡で対応させていただき、来庁をお願いする場合があります。

承認後、受付票を返却いたしますが、郵便での返送をご希望の場合は、宛先を記載した返信用封筒（切手貼付）をご用意ください。

14 その他

(1) この申請が承認されても必ずしも指名されるとは限りません。

(2) 経審を更新した場合は、その都度速やかに結果通知書のコピーを契約検査課契約係の窓口に提出してください。

(3) お問い合わせは、下記までお願いします。

申請全般について・・・契約検査課契約係 電話 042-563-2111 内線 1342～1344

登録依頼書について・・・会計課会計係 電話 042-563-2111 内線 1161

ご注意ください

この申請が承認された後も、インターネットによる申請（東京電子自治体共同運営サービスの電子調達サービス）をすることができます。

インターネットによる申請が承認された場合は、すみやかに契約検査課契約係へお申し出ください。

また、この申請とインターネットによる申請は有効期限が異なりますのでご注意ください。

※インターネットによる申請については、表紙をご参照ください。

◆欠格事項◆

- 1 次のいずれかに該当する者は、市長が特別の理由があると認める場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
 - ア 指名競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 資格申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人及び資格申請日現在で確定している決算がない法人
 - エ 別表1の右欄に掲げる国税又は地方税を滞納している者
 - オ 経営事項審査必要業種に申請する事業者で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入がない者（適用除外の事業者を除く。）
 - カ 役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - キ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ク 役員等が暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ケ 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - コ 役員等が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - サ 審査基準日の前日から過去2年間において不渡手形又は不渡小切手を発行したことにより銀行当座取引を停止されている者

- 2 次のいずれかに該当すると認められる者については、市長が特別の理由があると認める場合を除くほか、3年以内の定められた期間は競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでの規定により指名競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 3 別表2の左欄に掲げる業種について、それぞれ同表の右欄に掲げる欠格条件に該当する場合は、当該業種についての入札に参加することができない。

- 4 資格を与えられた者が、1から3までのいずれかに該当することになった場合は、与えられた資格を取り消すものとする。

欠格に関する表

別表 1

法人又は個人が、それぞれ右欄に規定する国税・地方税を滞納している場合、入札参加資格を与えない。

法人	・法人税 ・消費税及び地方消費税 ・法人事業税 ・法人市民税
個人	・所得税 ・消費税及び地方消費税 ・市民税

別表 2

下記申請業種の欠格条件に該当する場合は、入札参加資格を与えない。

申請業種	欠 格 条 件
建 築 設 計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録（代理人をおく場合は、市と契約する代理人が所属する営業所における登録）を受けていない。
測 量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない。
石 綿 処 理	石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していない。
しゅんせつ 埋 立 て	ポンプ船を保有していない者
しゅんせつ	しゅんせつ船を保有していない者
鉄骨プレハブ 鉄 骨 架 構 鋼 け た P C け た 水 門 門 扉	工場を保有していない者

■ 申請書類の記入方法 ■

一般的注意事項

- ※間違えやすいところを中心に説明します。各用紙に記載されている注意事項もご確認ください。
- ※記入における「基準日」は、令和5年8月1日以降で申請時直前の決算手続が終了している決算日となります（個人営業の方は、原則として令和5年12月31日が基準日となります。）。
- ※各用紙に記入欄のある受付番号については、以下のとおり記入してください。

- ①継続事業者：令和5・6年度の受付番号を記入してください。
- ②新規事業者：何も記入しないでください。

建設業許可の番号、申請業種の番号は、この要領14ページ以降の別表3、別表4を参照してください。

1

申請書

- (1) 日付は申請日（申請書を提出した日）を記入してください。
- (2) 登録 新規又は継続を○で囲んでください。
- (3) 申請業種
 - 14ページ以降の別表4（申請業種及び内容説明一覧表）を参照し、業種番号が01から15までは左上の番号を○でかこみ、16から99（33）までは、番号と業種名を記入してください。
- (4) 「提出書類及び提示書類」のリストに従って各書類を準備のうえ、リストの□欄にレ点でチェックを入れてください。
- (5) 届出印鑑
 - 実印：印鑑証明書の印影と同一
 - 代理人印・使用印：代理人印、使用印を申請する場合は押印してください。
 - 12ページの使用印鑑届及び委任状についての記載内容をよく読んでから押印してください。
 - 印影は鮮明に押印してください。**

2

基本カード（表面）

このカードは、資格審査に関して重要な部分に使用するので、はっきりと記入してください。また、このカードに記入する内容と、契約書や請求書等に記入する所在地・役職等は必ず一致させてください。

- (1) 商号又は名称
 - 履歴事項全部証明書に記載されたとおりに記入してください。
 - 個人で商号登記をしていない場合は、事業を行うにあたり使用する名称（特に設けていない場合は代表者の個人名）を記入してください。
 - なお、組織名のフリガナ（「カブシキガイシャ」等）は不要です。
- (2) 代表者氏名
 - 履歴事項全部証明書に記載されたとおりに記入してください。
 - 役職（肩書）がある場合は、必ず記入してください。

(3) 本店所在地

実際の所在地を記入してください。

東京都以外に本店がある場合は道府県から記入してください。

東京都内に本店がある場合には区市町村から記入してください。

※方書を記入している場合、契約書や請求書を作成する際には方書まで含めた本店所在地を記入してください。

(4) 登記上の本店所在地

履歴事項全部証明書と実際の所在地が異なる場合のみ、履歴事項全部証明書に記載された本店所在地を記入してください。

(5) 電話番号（通常・予備）・FAX番号・メールアドレス

入札指名の連絡等を受けるための番号を記入してください。なお、予備欄には、予備の連絡番号（携帯電話等）がある場合、出来るだけ記入してください。

(6) 代理人・代理人所在地

代理人を置く場合のみ記入してください。その場合は、委任状を提出してください。

※方書を記入している場合、契約書や請求書を作成する際には方書まで含めた代理人所在地を記入してください。

1. 《代理人とは》
代理人は代表者から委任を受けて「入札・契約等の法行為を自分の名と責任において行う者」のことをいいます。単に入札書の提出や契約書の受け渡しをする営業担当者等は、この場合の代理人ではありません。個人事業者は代理人を置くことはできません。

(7) 資本金（「0円」もしくは「マイナス値」の場合は、「0」を記入）

下記を参照のうえ、資本額を記入してください。（千円未満は切り捨て）

法人格の種類	記入する金額
株式会社・有限会社・合同会社	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の「資本の額」
合名会社・合資会社	貸借対照表の「資本金額」
財団法人・社団法人	貸借対照表の「基本金額」（基本財産）
社会福祉法人	貸借対照表の「基金」（基本財産）
特定非営利活動法人	貸借対照表の「正味財産の金額」
組 合	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の「払込済出資の総額」
個 人	貸借対照表の「元入金」

(8) 自己資本(マイナスの場合は、マイナス値を記入 例：-1,000 (千円))

下記を参照のうえ、資本額を記入してください。

①法人の場合

- ・ 経審必要業種に申請する場合→経審結果通知書の自己資本の金額
- ・ 経審不要業種のみ申請する場合 } →貸借対照表の純資産合計の金額
- 又は
- ・ 経審を受けていない場合

②個人の場合

貸借対照表に記載された金額を下記の計算式に当てはめて算出してください。

$$\text{個人の自己資本} \rightarrow \text{元入金} + \text{本年利益} + \text{事業主借} - \text{事業主貸}$$

(9) 納税状況（単位は千円、千円未満は切り捨て。ただし1～999円は1を記入。）

加算税や延滞税などがある場合は、これを除いた「本税」のみを記入してください。

法人 → 法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人市民税の納税済額を記入

個人 → 所得税・消費税及び地方消費税・市民税の納税済額を記入

※納付すべき税額が「無」の方は「0」を記入してください。

(10) 申請業種

申請業種番号（2桁）を左から続けて記入してください（本書14ページ以降を参照）。

(1 1) 経審(必要業種のみ)

経審を受けているかどうかについて、どちらかを○で囲んでください。
なお、経審を受けている場合は結果通知書(コピー)の提出が必要です。

経審結果通知書の有効期間等については、申請要領 3 ページをご確認ください。

(1 2) 設立登記年月日

法人は履歴事項全部証明書の「会社設立の年月日」を、個人は創業年月日を西暦で記入してください。

(1 3) 職員数

①総職員数

申請日現在の、会社全体(兼業職員も含む)の職員数を入力。職員とは、代表/役員及び直接かつ恒常的な雇用関係にある者をいい、在籍出向者、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働法上の短時間労働者は含まれません。

②60歳以上

建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員数のうち、60歳以上の職員数を記入してください。

③身体障害者数

建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員数のうち、身体障害者の職員数を記入してください。

障害者のうち、重度身体障害者と重度知的障害者は1人を2人に換算して計算してください。また、短時間労働者は従業員総数には含まれませんが、重度身体障害者、重度知的障害者については、それぞれ1人の障害者としてカウントできます。

④事務職員数

建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員の数を、総職員数から差し引いた残りの職員数を記入してください。

⑤技術職員数

船舶・ろ過層処理の業種に申請する方のみでその業務に従事する技術職員の数を記入して下さい。

⑥委託業務従事者数

設計・測量・地質調査に申請する方のみ記入して下さい。

「実人員」を記入し、会社全体の委託業務に従事する技術職員数をそれぞれ記入してください。

⑦監理技術者

指定建設業種(7業種)に申請する方のみ記入して下さい。

「実人員」を記入し、会社全体の指定建設業種に従事する監理技術者資格者証を有する職員数をそれぞれ記入してください。

3

基本カード(裏面)

(1 4) 建設業許可番号(工事のみ)

建設業許可番号は大臣、知事の区分に注意して記入してください。許可業種は建設業の許可を受けている業種を一般・特定に分けて○で囲んでください。番号は、一般が01~29、特定が51~79です(この番号は申込業種の番号とは異なります。あくまで建設業の許可業種用の番号ですので、14ページの別表3を参照してください)。

(1 5) 指定工事店

東京都指定水道及び東大和市指定下水道の指定を受けている場合は、その番号を記入してください。

(16) 建築士事務所登録ほか

該当項目について登録（許可）種類、番号等を記入してください。

(17) 雇用保険の加入ほか

該当項目を○で囲んでください。

営業停止処分・指示処分については、基準日直前1年間で該当がある場合です。

(18) ISO 関係

次表の条件に合致する ISO 等の認証を取得している企業は、(新規 継続) の区分を選択し、登録番号を記入してください。

申請日現在、本市と契約する営業所（支店等の場合は当該支店が有するもの）で認証しているものが対象となります。

環境マネジメントシステム（14001 等）を重複して取得している場合は、任意の規格を一つだけ申請してください（重複して申請できません）。

対 象 規 格		審 査 登 録 機 関
ISO9000 シリーズ	ISO9001	(公財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関に 認定された審査登録機関
環境マネジメント システム(14001 等)	ISO14001	(一財) 持続性推進機構
	エコアクション 21	
	エコステージ (ステージ 2 以上の認証)	(一社) エコステージ協会第三者評価委員会
	KES・環境マネジメント システム・スタンダード (ステップ 2 以上の認証)	特定非営利活動法人 KES 環境機構又は 特定非営利活動法人 KES 環境機構と相 互認証している審査登録機関

[区分]

新規	新規登録から3年を経過していない場合。
継続	新規登録後に3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い現在も登録している場合。

4

業態カード (表・裏面)

このカードは、資格審査に関して重要な部分に使用するものです。はっきりと記入してください。

(1) 業種別完成工事高

申請する全ての業種別の、完成工事高を記入してください（表面で8業種、裏面にも8業種分記入できます。）。

金額は消費税込、千円単位（千円未満は切り捨て）で記入してください。

受注実績が全くない場合でも、必ず「0」と記入してください。

(2) 受注実績

①業種ごとに審査基準日の直近7年間に完了した案件を、公共機関から受注した実績を優先して金額の大きい順に上段から消費税込で記入してください（1業種あたり5件まで）。

ただし、02 橋りょう工事、03 河川工事、19 しゅんせつ埋め立て、25 地下鉄工事については、直近9年間まで記入することができます。なお、公共機関から受注した実績とは、あくまで元請によるものです（下請負実績は公共機関の発注案件であっても民間実績となりません）。

公共機関から受注した実績がない場合は、民間の実績を記入してください。

②請負金額は工事（業務）1件あたりのものです。変更契約をしている場合は関連書類により確認できたものに限り合計金額を1件と認めます（第1期工事と第2期工事、本体工事と追加工事などの場合は、合計で1件のものとは認めません。）。

なお、単価契約については、受注した中で一番金額が高かったものを記入してください。

③請負金額の例外として、23 シールド工事、24 推進工事については、04 水道施設工事、05 下水道施設工事、25 地下鉄工事の実績と重複できます。ただし、重複できる請負金額は、シールド工事又は推進工事に関する部分のみとなります。

④共同企業体（JV）による受注実績については、出資比率による金額とします。

⑤請負金額に複数の業種が含まれる工事経歴で申請を行うとき、その該当業種が占める割合が50%以上の場合はその業種の請負金額として全額を申請することができます。

（その工事経歴の一部を他の業種の工事経歴として申請しないことが条件）

ただし、建築工事は70%以上とします。なお、50%未満の場合は、その業種の金額のみの請負金額となります。

⑥設計業種で委託額に監理業務が含まれている場合は、監理業務部分及び金額は除外してください。また、ソフトウェアの製作や物品の納入等、直接工事にかかわりのない部分の金額は除外してください。

⑦民間実績で個人名が含まれる場合は、姓（氏）のみで入力してください。個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意してください。

5

受付票

受付票は申請が承認された証明書となるものであり、申請内容に変更等があった場合は必ず必要となりますので、大切に保管してください。

(1) 申請業種については申請書の記載要領と同じです。

(2) 申請者

本店所在地

商号又は名称

代表者役職及び氏名

} 全て記入してください。

(3) 代理人

代理人を置く場合のみ記入してください。

個人事業者は代理人を置くことはできません。

※代理人の定義については8ページ参照

(4) 印鑑

実印欄は必ず押印してください。

使用印は、入札、契約、請求等に実印以外の印鑑を使用する場合に押印してください。

また、その場合は使用印鑑届を提出してください。

代理人印は代理人を置く場合に押印してください。また、その場合は委任状を提出してください。

印影は鮮明に押印してください。

なお、使用できる印影については次項⑥使用印鑑届、⑦委任状の項をよくお読みになり、お間違いのないようお願いいたします。

6

使用印鑑届

入札、契約、請求等において実印以外の使用印を使用する場合に提出してください。

代理人を置く場合は提出不要です。

印影は鮮明に押印してください。

ご注意ください

認められない印影を押印した場合は、支払金の請求に応じることができない場合があります。

◆使用印について

- ①実印と判別が困難な印鑑を使用印とすることは避けてください。
- ②使用印は印影により**代表者を特定できるもの**に限ります。(下記参照)

例：〇〇商事株式会社 代表取締役 大和太郎 の場合、認められる印影



※社判、会社印（印影が 〇〇商事株式会社の印 等）は、使用印と認めません。

7

委任状

代理人を置く場合のみ提出してください（代理人の定義については8ページ参照）。

委任期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（令和7年4月2日以降に申請した場合は市が申請を承認した日から令和9年3月31日まで）の間です。

委任状は代理人の使用印鑑届を兼ねていますので、重ねて使用印鑑届を提出する必要はありません。

印影は鮮明に押印してください。

ご注意ください

認められない印影を押印した場合は、支払金の請求に応じることができない場合があります。

◆代理人印について

代理人印は印影により**代理人を特定できるもの**に限ります。(下記参照)

例：△△物産株式会社東大和支店 東大和支店長 大和次郎 の場合、認められる印影



※組織印（印影が △△物産株式会社 東大和支店の印 等）は代理人印と認めません。

組合としての登録申請は、下記の条件のいずれにも該当していることが必要です。

- 中小企業等協同組合法（昭和24 年法律第181 号）第3条第1号に定める事業協同組合であること。
- 組合の定款に申請する業種に関する共同受注の定めがあること。
ただし、協業組合、企業組合等のその他の法人格を有する組合は、単体企業として登録申請してください。

共同運営電子調達サービスの受付番号を有している組合構成員は必ず受付番号と商号を記入してください。

建設業の番号・種類及び略号

別表3

一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号
01	51	土木工事業	土	09	59	管工事業	管	17	67	塗装工事業	塗	25	75	建具工事業	具
02	52	建築工事業	建	10	60	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	18	68	防水工事業	防	26	76	水道施設工事業	水
03	53	大工工事業	大	11	61	鋼構造物工事業	鋼	19	69	内装仕上工事業	内	27	77	消防施設工事業	消
04	54	左官工事業	左	12	62	鉄筋工事業	筋	20	70	機械器具設置工事業	機	28	78	清掃施設工事業	清
05	55	とび・土工工事業	と	13	63	ほ装工事業	ほ	21	71	熱絶縁工事業	絶	29	79	解体工事業	解
06	56	石工事業	石	14	64	しゅんせつ工事業	しゅ	22	72	電気通信工事業	通				
07	57	屋根工事業	屋	15	65	板金工事業	板	23	73	造園工事業	園				
08	58	電気工事業	電	16	66	ガラス工事業	ガ	24	74	さく井工事業	井				

(注)許可及び経審を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に2以上の種類が示されている場合は61水道管更生工事を除き、いずれか1種類の許可及び経審を受けていなければなりません。

別表4

申請業種及び内容説明一覧表

区分	業種番号	申請業種	同時に申請できない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(土木・建築工事)	01	道路舗装工事	11,12,13,14,15	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事	ほ	土 ほ	
	02	橋りょう工事	11,12,13,14,15	橋りょう工事(橋台・橋脚等の下部工事含む。鋼けた・PCけた等上部の工事は除く)	橋脚工事、橋台工事、橋梁下部工事	土	土	
	03	河川工事	11,12,13,14,15	河川、海岸等の堤防や護岸を築造する工事	護岸工事、港湾工事、防潮堤工事	土	土	
	04	水道施設工事	11,12,13,14,15	取水、浄水等の施設を築造する工事及び配水管等を敷設する工事	導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事	水	土 水	
	05	下水道施設工事	11,12,13,14,15	下水道管渠(汚水管のほか雨水管を含む)を敷設する工事及び、下水処理場・ポンプ所等について行う土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事	土 水	土 ほ 水	
	06	一般土木工事	11,12,13,14,15	他の業種に該当しない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事	土 と	土 と ほ 水	
	07	建築工事	08,09,10,11,12,13,14,15,3100,3101,37,38	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事	建	建	

区分	業種番号	申請業種	同時に申請ができない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(設備工事)	08	電気工事	07,11,12,13,14,15,29,30	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事	電	電	
	09	給排水衛生工事	07,11,12,13,14,15,29,30	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生器具取替工事	管	管	
	10	空調工事	07,11,12,13,14,15,29,30	冷暖房、空気調和のための施設を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事	管	管機	
(設計・測量・地質調査)	11	建築設計	01,02,03,04,05,06,07,08,09,10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査	庁舎設計、学校設計、病院設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録		
	12	土木設計	01,02,03,04,05,06,07,08,09,10	土木工作物の設計及び監理	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計			
	13	設備設計	01,02,03,04,05,06,07,08,09,10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計、機械設備設計			
	14	測量	01,02,03,04,05,06,07,08,09,10	土地等の測量及び地図の調製	地上測量、深淺測量、	測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録		
	15	地質調査	01,02,03,04,05,06,07,08,09,10	土地の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査			
(その他工事)	16	さく井		さく井機等を用いてさく井、浅井戸築造等を行う工事	さく井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事	井	井	
	17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕				
	19	しゅんせつ埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底をしゅんせつし、その土砂で埋立てる工事	しゅんせつ土砂送泥(埋立)工事	しゅ	土しゅ	ポンプ船を保有していること
	20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	しゅ	土しゅ	しゅんせつ船を保有していること
	21	潜かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソンを沈める工事	橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事	土	土	
	22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設工事、改良工事及び軌道の継目を溶接する工事	軌道敷設工事、まくらぎ交換工事、軌道改良工事、道床交換工事、レール交換工事	土電鋼	土電鋼	

区分	業種番号	申請業種	同時に申請ができない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(その他工事)	23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事	地下鉄工事、管埋設工事	土 水	土 水	
	24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事	管埋設工事	土 水	土 水	
	25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事		土	土	
	27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園整備、植栽、水景等の工事	園	園	
	28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事	テニスコート新設工事、競技場新設工事、野球場改良工事	土 と	土 と	
	29	コンクリートプレハブ	08,09,10,3100,3101,37,38	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事	都営住宅建設工事	建	建	
	30	鉄骨プレハブ	08,09,10,3100,3101,37,38	上記の「29 コンクリートプレハブ」に含まれないプレハブ工事	仮設事務所建設工事	建	建	自社で工場を保有していること
	3100	解体工事	07,29,30	既存建物等の取り壊し工事		建 解	建 解	
	3101	ひき家	07,29,30	既存建物等の移動		建 と	建 と	
	32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事	消	管 機 通 消	
	33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	通	通	
	34	拡声装置		放送機械等を設置する工事	放送設備工事	通	通	
	35	畳		畳の製作、敷込み及び表替え工事		内	内	
	36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事	防音工事、インテリア工事	内 具	内 具	
	37	一般塗装	07,29,30	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(75 道路標示塗装に含まれるものを除く)	塗装工事	塗	塗	
38	橋りょう塗装	07,29,30	橋りょう、横断歩道橋等の塗装	橋梁塗装工事	塗	塗		

区分	業種番号	申請業種	同時に申請ができない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(その他工事)	39	防水		建築物の防水を行う工事		左防	左防	
	40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を築造する工事(橋梁上部工事及び開門水門の開扉設置工事を除く)	鉄骨組立工事、鉄塔工事	鋼	鋼	自社で工場を保有していること
	41	鋼けた		鋼材の加工又は組上げにより橋りょう上部を構築する工事	橋りょう上部工事、横断歩道橋工事	鋼	鋼	自社で工場を保有していること
	42	PCけた		PCけたを設置する工事	橋りょう上部工事、高架道路	土と	土と	自社で工場を保有していること
	43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉を製作し取り付ける工事	水門門扉改修工事	鋼	鋼	自社で工場を保有していること
	44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事(据付けのポンプの製作を含む場合あり)	排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事	機井	機井	
	45	水処理装置		水処理(浄水場の浄水施設や、排水処理施設)のための設備及び装置を設置する工事	活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備	機水清	機水清	
	46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付(下水汚泥の焼却設備を含む)	火葬場焼却設備、汚泥焼却設備	タ機清	タ機清	
	47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事(蒸気給湯)	機	機	
	48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、エスカレータ設置工事、小荷物専用昇降機設置工事	機	機	
	49	電車線架線		高速電車、路面電車等の電車線路敷設工事	電車線路工事	電	電	
	50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事	地中線電線路工事、ケーブル敷設工事	電通	電通	
	51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車等の信号保安設備工事	自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、継電連動装置設置工事(転てつ機工事)	電機通	電機通	
	52	計装装置		測定機器設置及び制御装置の設置等工事	各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装設備、隔側メーター設置電子計算設備(データ処理設備)	機通	機通	

区分	業種番号	申請業種	同時に申請できない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(その他工事)	53	沈砂池・沈殿池機械設備工事		浄水場、下水処理場及びポンプ所等の沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事	沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥貯留槽機械設備工事、処理場・ポンプ所格機整備工事、阻水扉整備工事	機 水	機 水	
	55	送風機機械設備工事		下水処理場・ポンプ所の送風機機械設備工事	送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工事	機	機	
	56	ばっ気槽散気設備工事		下水処理場のばっ気槽散気設備工事	ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気設備工事、ばっ気槽水位調整せきその他設備工事	機 水	機 水	
	57	汚泥脱水設備工事		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事	塩化第二鉄貯留槽整備工事、擬集混和槽整備工事	機 水	機 水	
	58	消化槽機械設備工事		汚泥消化槽機械設備工事	汚泥槽機械設備工事	機	機	
	59	ガス貯留設備工事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事	消化ガス貯留設備工事、消化ガス燃焼設備工事	機	機	
	60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための公設ます工事	ます工事	土 と	土 と	
	61	水道管更生工事		公道下にある既設配水管内をクリーニング・ライニング等を行い、管を更生させる工事(公道を除く敷地内にある管への施工は97パイプライニング)	配水小管更生工事	管及び水(両方が必要)	管 水	
	62	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、石綿撤去工事	建 と 塗 内	建 と 塗 内	石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に定める石綿作業主任者(平成18年3月31日までに取得したものを含む。)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること。
	63	機械器具設置		他の業種に含まれない機械器具の設置	機械式駐車装置設備工事、モノレール分岐装置製作・架設工事	機	機	
64	屋根		屋根の設置、ふき替えの工事	屋内野球場屋根設置工事	屋	屋 防 建		

区分	業種番号	申請業種	同時に申請ができない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(その他工事)	66	金網さく		窓手すり、ネット、フェンス、柵、落石防止網等を設置する工事(76 ガードレールに含まれる交通安全用の防護柵を除く)	住宅窓手摺取付工事、防水スクリーン設置工事	と 鋼	と 鋼 建	
	67	板金		板状の金属により構成された設備等の改修、補修工事	雨樋改修工事、煙道保温その他補修工事	板	板 鋼	
	68	サッシュ		窓枠及び飾りに付ける建具類の取付、取替工事	窓枠取替工事	具	具 建	
	69	シャッター		シャッター(よろい戸)工事	シャッター取替工事	具	具 機 建	
	70	起重機		クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び修繕	天井クレーン製作据付工事	機	機	
	72	冷凍・冷蔵庫工事		冷凍庫・冷蔵庫等の据付工事、改修工事等	定温設備新設工事、低温・冷凍設備工事	管 機	管 機 絶	
	73	グラウト		地盤改良等のために地中に地中材を入れる工事	地盤改良工事	土 と 防	土 と 防	
	74	道路標識設置		交通標識及び道路標識の設置工事	道路案内標識設置工事	土 と 電 通	土 と 電 塗 機 通	
	75	道路標示塗装		道路の路面に白線を引いたり、塗装を行ったりする工事	溶着式道路標示塗装工事、点状高輝度路面表示工事	塗	土 と 塗 機	
	76	ガードレール		ガードレール等の交通安全対策用の防護柵工事	ガードフェンス設置工事	土 と	土 と	
	77	モルタル吹付け		道路の法面保護等を目的としたモルタルの吹付けを行う工事	道路改良(法面保護)工事、進入路法面処理工事	土 左 と 防	土 左 と 防	
	78	植生		草花などを植える工事(27 造園と異なり、草花の植え付けのみを行うもの)	洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事	土 と 園	土 と 園	
	79	運動器具設置		運動器具等の設置工事	フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事	と 機 園	と 機 園	
	80	テレビ共聴工事		電波障害等の影響のあるテレビを、正常に視聴可能な状態とするための工事	テレビ共同受信施設工事	通	通 電	
81	防音壁・しゃ音壁		音を防いだり、しゃ断したりする壁を設置する工事	しゃ音壁設置工事、吸音版及び内装板設置工事	土 と 建	土 と 建		
82	舞台装置		舞台装置等を設置する工事	舞台機構設置工事、舞台照明設備工事、ホール吊物工事	電 機	電 機 建		

区分	業種番号	申請業種	同時に申請 ができない 業種番号	内容	工事例	許可を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	経審を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	備考
(その他 工事)	84	と場施設		食肉市場等のと場施設の設備 工事	と場皮はぎ機改良工事、 食肉センター電殺プラント 設備工事、ガス麻酔設 備工事	鋼機	鋼機土	
	86	ガソリンスタンド		給油所の改修や設備の設置、 取替え等を行う工事	給油取扱所改修工事	建鋼機	建鋼機土	
	87	PCタンク		水源施設の貯水タンクを設置 する工事	水源(配水地)築造工事、 配水場建設工事	土と	土と	
	91	すべり止め舗装		交差点の手前・坂道などの路 面にプレーキがかかり易いよ うな舗装を行う工事	路面補修(樹脂系のペ イントを散布する)工事、橋 面補修工事	土ほ	土ほ塗	
	92	樹脂塗装		合成樹脂ペイントの塗料を使 用して建物の内外、船舶、管等 を塗装する工事	建物防蝕樹脂塗装工事、 ライニング工事、床等補 強防水工事	塗防	塗防	
	93	陸上信号機		交通信号機、交通管制機 構施設等の設置などを行う工事	交通信号機更新整備工 事、交通管制機構施設 (制御シミュレート装置) 増設工事	電機通	電機通	
	94	伸縮継手		橋りょう等に補強するための伸 縮自在の継手を設置する工事	陸橋伸縮装置補修工事、 橋梁維持、伸縮継手取替 補修工事	土と鋼	土と鋼左塗機	
	95	鉄鋼加工		鉄鋼を加工して、施設を補修又 は新設する工事	都電乗降場上屋新設工 事、上屋開閉テント工 事、バス停留所上屋新設 工事	鋼	鋼機建	
	96	ウェルポイント		地盤中にウェルポイントを打ち 込み、地下水を汲み上げて地 盤の改良を行う工事	沈砂地ポンプ棟築造に伴 う排水工事	土と	土と	
	97	パイプライニング		公道を除く敷地内にある給水 管等の管の内側壁を耐熱材・ 耐薬品材などで被覆する工事 (公道下にある管の施工は61 水道管更生工事)	学校給水管更生工事	管	管	
98	脱硫・脱臭		大気汚染防止のため、ボイ ラー・焼却炉等から発生する排 煙から硫酸化物や窒素酸化 物を除去するための設備を設 置する工事	下水処理場脱硫設備工 事 * 脱硫・脱臭設備に 関する工事であれば該当 する(例:雨水滞水地下 水汚泥処理、沈砂地設備 工事という件名がついて いても)	機水	機水		

区分	業種番号	申請業種	同時に申請ができない業種番号	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
(特殊工事)	99(01)	基準タンク		タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事	タストタンク、ブラインタンク、中圧タンク、高架水槽、LNG	鋼機	鋼機	
	99(02)	安全溝設置		空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事	空港滑走路改修工事、滑走路グルーピング装置、車道(安全溝)設置工事	と	と	
	99(04)	空気搬送		空気圧による搬送設備の設置工事(エアシューター、気送管等)	荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事	機	機	
	99(06)	床版補強		橋等の床版を補強するための工事(41鋼けた、42 PCけたに属するものを除く)	陸橋補修工事、床版補強(補修)工事、橋りょう上部仕上工事	土と鋼	土と鋼	
	99(07)	電源設備		バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事	病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修	電通	電通	
	99(08)	発電設備		水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事	IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事	電機	電機	
	99(09)	電気防食		イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を防止する設備を設置する工事	電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事	電塗	電塗	
	99(10)	給湯器・浴槽設備工事		給湯器や浴槽等の設備に関する工事	住宅給湯器・浴槽改修工事	管	管	
	99(11)	床仕上		フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う工事(OA通信等の配線のための床工事を含む。配線工事は33 電話・通信)	OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工事、床上げ工事	内	内	
	99(12)	放射線防御		放射線を防御するための施設を設置する工事	放射線室新設及び増改築工事	内	内	
	99(14)	飛散防止工事		ガラス等の飛散防止するための施設を設置する工事	公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事	ガ内	ガ内	
	99(15)	ろ過層処理		水処理のためのろ過層に関する工事	ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更生工事、活性炭入替工事			
	99(17)	厨房		厨房設備の設置、改修工事	学校厨房改修工事	管	管	

区分	業種番号	申請業種	同時に申請 ができない 業種番号	内容	工事例	許可を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	経審を受けなければ ならない建設業 の種類(略号)	備考
(特殊 工事)	99 (20)	石工事		石材、コンクリートブロック、擬石等の加工又は積方により工作物を築造する工事又は工作物に石材を取り付ける工事	歩行者専用橋(石材)新設工事、ビル名工事(ビル名を石材に彫る)	石	石	
	99 (23)	自動ドア装置		自動ドアを設置する工事		具	具	
	99 (24)	強化樹脂板取付		水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチックの板で、施設の上部を覆蓋する工事	下水処理場エアレーションタンク覆板工事、浄化センター覆板工事	建と屋	建と屋	
	99 (25)	医療ガス配管		酸素、窒素等、医療施設で使用するガスの配管工事	病院医療ガス配管工事	管	管	
	99 (26)	高圧ガス配管		高圧ガス保安法で定める高圧ガス(特殊ガス)の配管工事	研究所特殊ガス配管工事、バルテム(中圧ガス)工事、LPGガス工事	管	管	
	99 (30)	集じん装置		集じん装置(ごみ・汚泥等を集める装置)工事	処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設(集じん装置)建設工事、電気集塵装置工事	機清	機清	
	99 (33)	タイル工事		橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事	タイル材使用の修繕・新設工事(橋面・デッキ面・道路面等)	タ	タ	